

○宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会会則

(名 称)

第1条 本会は宜野湾市立中央公民館サークル連絡協議会と称し、事務局を宜野湾市立中央公民館におく。

(目 的)

第2条 本会はサークル間の連携と親睦をはかり、宜野湾市立中央公民館を拠点とする各サークルの円滑な活動に資することを目的とする。

(構 成)

第3条 本会は、「中央公民館定期利用団体」に登録した団体で構成する。

(事 業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、公民館と調整のうえ、次の事業を行う。

- ① サークル連絡会議の実施
- ② 中央公民館利用者交流会及び研修会の実施
- ③ その他連絡協議会で必要と決められたもの

(運営委員)

第5条 本会に第4条に掲げた事業を推進する運営委員をおく。

運営委員は各サークルの代表者で構成し、運営委員長はサークル連絡協議会会長が兼任する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員をおく。役員は、各曜日活動サークルの輪番制とする。

会 長 1 名
副会長 2 名
会 計 1 名
書 記 1 名
監 査 2 名
幹 事 若干名

監査役の内1人は中央公民館係長をあてる。

相談役として中央公民館長をあてる。

(任 務)

- 第7条
1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長の事故のある場合はその任務を代行する。
 3. 書記は本会の議事を記録する。
 4. 会計は経費の出納事務及び必要な物品の調達に努める。
 5. 幹事は会議に出席して上記の役員を補佐する。
 6. 監査は本会の収支決算を監査する。

(任 期)

第8条 本会の役員の任期は1年とする。

補欠により選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。但し、特別な事情があればその限りではない。

(役員引継)

第9条 役員の引継ぎは、新役員選出後30日以内とする。但し、特別な事情があればその限りではない。

(会 議)

第10条 本会の会議は総会、役員会、運営委員会とする。

① 総会は各サークルの代表者で構成する。

通常総会は年1回とし、毎年4月に開催する。また、議事は会計並びに事業報告、次年度の活動方針（事業計画）、役員承認、その他とする。

② 役員会は会長、副会長、会計、書記、幹事でもって構成する。

③ 会議は、必要に応じて公民館職員の参加を依頼する。

④ 会議の議決機関は、役員会とし、事業・予算・決算・役員選出を役員会で議決し、総会で承認する。

(会議の成立)

第11条 本会の会議は過半数の出席をもって成立する。但し、委任状が提出された時は、出席したもののみとする。

(議 決)

第12条 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって議決する。

(経 費)

第13条 本会経費は年会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第14条 本会の年会費は各サークル3,000円とし、毎年4月末日までに会計に納入する。

但し、年度の途中に加入するサークルについては会計と調整を行なったうえ納入する。

特別な事情があればその限りではない。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(文書及び帳簿)

第16条 本会は必要に応じて文書及び帳簿をおく。

(会則の改廃)

第17条 本会則は総会の決議を経なければ改廃できない。

*附則 この会則は1996年3月25日から実施する。

*附則 この会則は1999年5月17日から実施する。

*附則 この会則は2000年5月15日から実施する。

*附則 この会則は2001年4月19日から実施する。

*附則 この会則は2003年4月16日から実施する。

*附則 この会則は2004年4月22日から実施する。

*附則 この会則は2006年5月12日から実施する。

*附則 この会則は2008年6月18日から実施する。

*附則 この会則は2009年5月15日から改正、同日から実施する。

*附則 この会則は2016年5月28日から改正、同日から実施する。

*附則 この会則は2018年4月21日から改正、同日から実施する。

*附則 この会則は2023年4月23日から改正、同日から実施する。